

(第7部)

第一百九十八回  
参議院厚生労働委員会会議録

## 第七号

(一六二)

令和元年五月九日(木曜日)  
午前十時開会

委員の異動

五月八日

辞任

木村 義雄君

補欠選任  
岩井 茂樹君社会保険診療報酬支払基金理事  
神田 裕二君

五月九日

辞任

岩井 茂樹君

補欠選任  
柳田 稔君出席者は左のとおり。  
委員長 理事

石田 昌宏君

中西 哲君  
柳田 稔君島村 大君  
川合 孝典君  
山本 香苗君

青木 一彦君

石井 みどり君

岩井 茂樹君

小川 克巳君

高階恵美子君

鶴保 庸介君

基之君

中川 雅治君

石橋 哲君

馬場 成志君

藤井 厚生労働大臣官房  
官房年金管理審議官中川 厚生労働省医政  
局長厚生労働省健康  
局長厚生労働省保健  
局長

福島みづほ君

足立 信也君

磯崎 哲史君  
柳田 稔君  
河野 義博君  
宮崎 勝君  
東 倉林 明子君  
薬師寺みちよ君  
根本 匠君  
吉岡 成子君  
大口 善徳君  
厚生労働大臣  
副大臣 厚生労働副大臣  
事務局側 常任委員会専門員  
政府参考人 内閣官房内閣審議官  
内閣官房内閣審議官  
個人情報保護委員会事務局次長  
絵務大臣官房審議官  
法務大臣官房審議官  
出入国在留管理支援部長  
在留管理支援部長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省健康局長  
厚生労働省保健局長  
厚生労働省老健局長  
厚生労働省保健局長  
福島みづほ君  
足立 信也君

○委員長(石田昌宏君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

○委員長(石田昌宏君) ただいまから厚生労働委員会を開会いたします。委員の異動について御報告いたします。

昨日、木村義雄君が委員を辞任せられ、その補欠として岩井茂樹君が選任されました。

○委員長(石田昌宏君) 御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(石田昌宏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(石田昌宏君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(石田昌宏君) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

○川田龍平君 おはようございます。立憲民主

党、川田龍平でございます。

○川田龍平君 おはようございます。立憲民主党、川田龍平でございます。

○川田龍平君 おはようございます。立憲民主

○川田龍平君 おはようございます。立憲民主党、川田龍平でございます。

○委員長(石田昌宏君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

○委員長(石田昌宏君) 医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るために、法律案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、

吉川 浩民君  
丸山 智生君  
筒井 健夫君  
高橋 秀治君  
吉田 学君  
宇都宮 啓君  
大島 一博君  
榎見 英樹君

○委員長(石田昌宏君) 「異議なし」と呼ぶ者あります。

○委員長(石田昌宏君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(石田昌宏君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

○委員長(石田昌宏君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

○委員長(石田昌宏君) 参考人の出席要求に関する件についてお詰りいたします。

○政府参考人(榎見英樹君) お答え申し上げま

んではないかなというふうに思つてゐるわけでござります。したがいまして、これまで 支払基金で各都道府県に設置される支部単位ごとにコンピューター チェックを行つてチェックがされたものについて職員が目視による事務点検を行い、審査委員の医学的判断を求めるレセプトを抽出した上で、その審査委員がまさに医学的判断というものをもつて審査を行うといふ流れで実施をしてきてるといふことでございまして、そうした考え方についてはこれまでと変わらないというわけでございま

審査をより効率的に実施するために、これまでも、各支部において独自のコンピューター・チエックの設定を進めてきた。これが支部間の不合理な審査の差異につながっているんじゃないかというふうなことも言つてきました。こうしたこところを本部ルールへ統一化を図つていくといふことになつていくわけでございますけれども、最終的には、審査委員会で審査をするというところについて言わば不合理な差異というのがあつてはいけないというふうに思います。けれども、まさに最初に申し上げましたとおり、医療の個別性

といふものを保護するといふことでございまして、それが支部間の不合理な差異といふことを何とかして本部ルールへ統一化を図つていくといふことになつていくわけでございます。このようにこれをおつりでござります。

○政府参考人(櫛見英樹君) 今先生御指摘の点、一つは、国保連との連携ということが一つ、それからもう一つは、従たる事務所、つまり支部を廃止するということで、言わばきめ細かな審査といふことについて支障が生じるのではないかという点だというふうに思います。

今も申し上げましたけれども、今回、支部を廃止するということにしましたけれども、一方で、審査委員会ということについては四十七の都道府県ごとに引き続き設置をするということにしておられました。そこで、そこには審査委員会の事務局といふものは残して、それが審査委員会の事務の補助みたいなことは行うということにしているわけですがございます。

先ほど、繰り返しになつて恐縮ですけれども、個別性の高い医療と保険ルールとの適用という、その間を、言わば医師の裁量性といいますか専門的知見を使いながら、またアドバイザーといふ仕組みを使いながらそこの間を埋めていくという仕組みでござりますので、そうした仕組みを、引き続きそうした利点を生かしながら、しかし一方で、各都道府県の支部といふことでルールが違つておるといふことについてはなくしていく

老健局長もまた出席をいただいておりますが、連休前に我々この委員会に報告を受けていた中身について、そのときにも触れさせていただきまし

支払基金は医療保険制度の診療報酬の審査支払を適正に行う上での重要なインフラであり、各都道府県に従たる事務所があるからこそ地域の診療担当者に対し迅速かつ適切な対応が必要で、この必置規定が廃止されることの問題点を多くの方が指摘をされております。どのようにこれを担保されるおつもりでしようか。

○政府参考人(櫛見英樹君) 今先生御指摘の点、一つは、国保連との連携ということが一つ、それからもう一つは、従たる事務所、つまり支部を廃止するということで、言わばきめ細かな審査といふことについて支障が生じるのではないかという点だというふうに思います。

今も申し上げましたけれども、今回、支部を廃止するということにしましたけれども、一方で、審査委員会ということについては四十七の都道府県ごとに引き続き設置をするということにしておりまして、また、そこに審査委員会の事務局といふものは残して、それが審査委員会の事務の補助みたいなことは行うということにしているわけですがございます。

先ほど、繰り返しになつて恐縮ですけれども、個別性の高い医療と保険ルールとの適用という、その間を、言わば医師の裁量性といいますか専門的知見を使いながら、またアドバイサーといふ仕組みを使いながらそこの間を埋めていくという仕組みでござりますので、そうした仕組みを、引き

続きそうした利点を生かしながら、しかし一方で、各都道府県の支部といふことでルールが違つておるといふことについてはなくしていく

老健局長もまた出席をいただいておりますが、連休前に我々この委員会に報告を受けていた中身について、そのときにも触れさせていただきまし

康保険団体連合会と有機的に連携しつつ、診療報酬の適正化に対する支援を適正に行う上での重要なインフラであり、各都道府県に従たる事務所があるからこそ地域の診療担当者に対し迅速かつ適切な対応が必要で、この必置規定が廃止されることの問題点を多くの方が指摘をされております。どのようにこれを担保されると、それについては両立ができるものであるというふうに考へてゐるところでござります。

○福島みづほ君 この委員会にも医療関係者の方が極めて多いですが、ガバナンスとすることを何度かおっしゃつて、やはり地域の特性や、いろんなことを上からのルールでこうしろああしろと押しつけにならないように、繰り返し医師の裁量やいろんなのを侵害しないものだとおっしゃつたので、その下で行われるように、地域の特性も十分分配慮されるようといふふうに思います。

滞納データについては集積はするが今すぐ使わないということですが、やはり今回のよしなシス テム構築をどんどん積み重ねていくと技術的に可能な範囲が際限なく広がつて、将来的にはいつでも運用可能な状況ができあがつてしまふと思います。

愛されないマイナンバーカードで、みんな本当に使つていないし、銀行などにも2%しかみんな番号付いていないんですね。だけれども、こんな形で莫大なお金を掛けながら結局カードの運用を強化していくのは邪道であるといふことを申し上げ、私の質問を終わります。

○政府参考人(大島一博君) 前回、四月二十五日にお答えいたしました内容をより詳しく申し上げたいと思います。

一月二十三日に支払基金の方から参考値の誤りについて一報があつたということがまず最初の節目でござりますが、実は、その後、二月末に健康連の担当部から厚労省の介護保険計画課の担当係長に対し、年末に示された参考値のうち、一人当たり年間負担額が誤つてゐるのではないかという照会があり、それに對して、確定値が出たら連絡する旨回答をしております。

そして、三月五日でありますが、支払基金の担当係長が介護保険計画課の担当係長に対し、確定値をメールにより一報いたしました。同日、その厚労省介護保険計画課の担当係長がメールの内容を確認しております。

○福島みづほ君 新たに法第一条の二で基金の基本理念が付加されております。その中で、国民健

係長が、二月末に健保連の担当部から照会がありましたので、確定値が出たということで電話にて伝達をいたしました。一人当たり年間負担額が約二千円増加したということに対する健保連担当部の反応から、影響の重大さを認識いたしました。そこで、介護保険計画課担当係長から支払基金担当係長に対して、至急かかるべき者が報告に来るよう指示をいたしました。それを受けて、支払基金の担当課長等が介護保険計画課の課長補佐のところに出向き、報告をしました。

翌七日であります。(発言する者あり) い

いですか。済みません、申し訳ありません。

三月五日に支払基金からこういった確定値の一報があつた以降、影響の大きさから見て、支払基金から詳細に説明を受ける必要はあつたと思いますが、まず、私に対し報告があつたのは三月十一日ということで、時間が空いております。迅速に報告すべきだったと思います。ただし、これは担当者個人の問題ではなく、日々の業務の中で、どういう業務、どういうタイミングでどういうリスクが生じ得るかということをあらかじめ共有ができるなかつたという組織管理、管理者側の問題と考えます。

そして、三月十一日以降は、前回も答弁いたしましたが、今度は私が、これは老健局が果たす業務として、参考値と確定値の差のことを知つてからは、健保組合の予算運営に極力支障が生じないよう、どういう方策を取り得るか最優先に置いて検討を行い、三月二十八日に健保連との間に文言調整を含め対応策がまとまりまして、二十九日に全国の健保組合に事務連絡を出したわけであります。そういう点で、老健局長、なぜ十一日に大臣に報告をすることに、國民に広く公表すべきだつたと考えております。その點でござります。

○石橋通宏君 老健局長、なぜ十一日に大臣に報告に報告しなかつたんですか。  
○政府参考人(大島一博君) それは私の至らない

ところであります。私は自身は、この問題は健保組合の予算運営の来年度の問題が最優先と、そのときは考えました。そのため、どういう善後策を取り得るかということで健保組合との調整を急いでいることがありまして、ある程度方向が見えていますから報告なりはということで考えて、いた次第であります。

○石橋通宏君

それは今振り返ってみれば適切ではなかつたと、先ほどの答弁だと思いますが、重ねて、前回も申し上げましたけれども、昨年の十二月の段階で、既に統計不正問題、毎勤統計に関する問題で、なぜあれだけ時間が掛かったのかと

何度も何度も国会でやつてているわけです。局長もそれ御存じだったはずです。一刻も早く政務に上げて、政務のちゃんとした対応を求める判断を求める、それをせずに、局長、一週間も掛かっているんですよ。しかも、大臣、十九日です。口頭報告です。

大臣にお聞きします。

十九日の口頭報告、大臣、なぜそのときに、すぐには公表せよという指示を出さなかつたんでしょうか。大臣、そのときに事の重大性を大臣は理解をされていかつたんですか。されば、すぐには公表せよだということを指示されたんじやないでしようか。四月の五日までほつといたわけですね、ある意味、大臣も。

大臣、その責任をどうお感じになつてあるかも含めて、大臣、十九日に公表すべきだ、公表せよという指示をすべきだった、そうお感じになりますか。

○国務大臣(根本匠君) 私が三月十九日に、確かに公表すべきだ、公表せよでございました。最後にぱっと口頭で報告を受けました。

この受けた報告というのは、参考値の一つに誤りがあつた、そして支障がないよう対応していく

といふ報告を受けました。ですから、私は、健保組合、市町村などに負担が生じないようしつか

り対応するようにという指示を、その段階で指

示しては、当事者だった。なぜ年明けまで記者会見が遅れたのかという問題をさんざん国会でも追及されたはずです。にもかかわらず、恐らく大臣、十九日は、二千円違いました。大臣自身は事の重大性が理解できなかつたんでしょう。四月の五日まで、記者会見でも、記者に問われて初めて詳細について説明をされたと、うふうに聞いておりま

す。何なんですか、このいいかげんさは、相変わらず。

そこについては、大臣御自身の、改めて、重ねて、度重なるこの国民に対する説明責任をちゃんと大臣として果たしていないことにについては、こ

れしっかりと反省をしていただきたい。そのことが今回の報告にも一切書かれておりません。これで

は再発防止なんかできません。繰り返し、厚生労働省の不祥事、今後も続いていく懸念が払拭でき

ないと言わざるを得ません。大臣、そのことはこの場で改めて苦言を呈しておきたいと思います。

老健局長、今回の対応策で、あたかも、何の影

響もない、大丈夫だ大丈夫だというような言われ

方をする。確かに、今回、直接な影響を受ける健

保組合等でも、予備金や準備金の取崩し、それか

ら納付猶予措置を利用できる、こういう措置を講

じいているんですと、いうふうにおっしゃる。しか

し、結局、どこかで今回の二百億円は対応しな

きやいけないわけでしょう。被害を受けた今回

で、最後にぱっと口頭で報告を受けました。

○石橋通宏君 ただでさえ、現在、健保組合の

財政上の問題で立ち行かなくなつてくる。大変苦

しい状況にある健保組合もおられるわけです。今

回の件が決して健保組合の財政上の問題を含めて

悪化につながらないように、真摯に一つ一つ丁寧

に徹底的に対応いたくこと、これは重ねて、今

局長弁ひただきましたので、大臣もその責任に

おいて対応いたくようこれお願いをしておきたいといふふうに思います。

これ、繰り返しませんが、今日も先ほど局長から改めて説明いたしました。やっぱり残念ながら担当者がこれだけの、二千円の違いがどれだけ大きな問題につながるのかということを理解でき

なかつた、三月六日に健保連にお話して事の重大性がようやく分かつた、とんでもない話だと思いますよ。だからこそ、厚生労働省内でもきちんと専門性の育成、人員配置、そして配置して以降の教育訓練、こういったことを徹底する、それが報告書、再発防止策に書いていないので、我々は、それは明記して徹底的に国民に約束してやるべきだというふうに言っているわけですね。

○國務大臣(根本匠君) 私は、委員のおっしゃるところだと思います。大臣、それも徹底的にしてやることでよろしいですね。

○國務大臣(根本匠君) やはり仕事というのは常に緊張感を持ってやらなければいけません。その意味では、常にそれぞれの職、職責に当たる者、自分の職務はどういう職務なのか、あるいはそれがどういう重要性を持つのか。とりわけ厚生労働省行政というのは国民の生活に密着した分野ですから、ですから、私は、常日頃、國民に寄り添つてというには、相手がどう感じるか、國民がどう受け止めるか、どういう影響があるのか。そういう重要な仕事をやつているのが厚生労働行政ですから、そこはそれで厚生労働行政にあずかる者、すべからくしっかりとそれを受け止めて、そして、常に仕事をつけて、私は、研修も必要だし、やはり上司の指導も必要だし、コミュニケーションをしっかりとつける必要ですですから、これはどんな組織にあっても私は基本は変わらないと思いますので、今回の事案を含めて、これは今委員からも話がありましたが、私もしっかりと職員の研修、そして常日頃のオン・ザ・ジョブ・トレーニングで資質を高めて、そして管理職がしっかりと指導もし、そして責任を果たすような厚労省にしていきたいと思っております。

○石橋通宏君 大臣、言葉だけではなくて、是非実践をしていただきたい。

現場の若手も含めて、大臣も是非話す機会持つてください、プロバーの皆さんも含めて。というのは、現場の皆さん、忙し過ぎて訓練、教育に行

く機会がないと言つてます。そこも、業務の見直しも含めて、しっかりとそういう機会に参加できる状況を、これやっぱり大臣、政務、責任持つてつくついていただくよう、それはこの場をお借りしてお願いをしておきたいと思いますし、今後、我々もフォローしていくたいと思います。

今後の対応策については重ねて我々も引き続きウォッチをしていきますので、随時、進捗状況については説明いただくこともお願いをしておきました。それでは、法案の中身に入つてしまいますが、

最初に、川田委員が冒頭質問されたので繰り返しませんが、私がからも懸念だけ。

今回、八本の法案をまとめて束ねて出てきています。関連するといったら、一つ一つが重大な事項を含む問題です。丁寧に審議しようと思つたら、とてもじゃないけど審議時間が幾らあっても足りません。これ徹底審議ですよね、与党の皆さん。そのことは重ねてお願意しておきたいと思います。

昨年実施した世論調査におきましては、五三%の方が取得予定なしと回答しており、その理由として、必要性を感じないなどが挙げられたことを

ありますし、我々今日初めて質問の機会をいただいているので、じっくり質問させていただかな

いと、到底、八本の束ね、だから、こんなことやめてしまいといふことも含めて、そのことは私からも申し上げておきたいと思います。

その上で、最初に、個人番号カード、マイナンバーカードを使ったオンライン資格の導入について。

これ、同じ会派の二人も触れられましたが、若干、同じ会派でも立場が違うことも含めて、少しトーンが違う話になるかもしれません、それだけ国民党の中にも様々なやつぱり問題意識、考え方などがまだあるんだということなんだというふうに思ひます。

まず、これ 参考人も今日来ていただいております。先ほど来あります、マイナンバーカードの普及状況が非常に低位にとどまっています。一三%

が、これは法律上の問題なのか。つまり、まだ法律上、関連できるサービスとか提供できるサービ

スが制限をされているために、國民の皆さんにな

かなか利便性を感じていただけるサービスが提供できませんから低位にとどまっているのか。つまり、法改正が今後更に進まないと、今まで変わらないのか。いや、実はそうではなくて、法律

も現行法制度上できるサービス、いろんな創意工夫含めて、民間の皆さん活用を含めて、そこが進んでいないから一三%にとどまっているのか。

政府はどちらの考え方立つておられるのでしょうか。

○政府参考人(吉川浩民君) お答えいたします。

マイナンバーカードは、五月七日時点で約千六百八十一万枚、人口の約一三・二%の方に交付をされております。

○政府参考人(吉川浩民君) お答えいたします。

昨年実施した世論調査におきましては、五三%の方が取得予定なしと回答しており、その理由として、必要性を感じないなどが挙げられたことを理解いたく必要と考えております。

可能性としては、現行制度でもいろいろな形で活用ができるようになっておりまして、実際、コンビニ交付サービスを始めとした公的分野のほう

で利用が拡大をしてきているということでござります。

○石橋通宏君 これまでのところは直接的なそういう被害はないということで答弁をいたしております。

逆に、これも衆議院でも、先ほどもありました、じゃ、マイナンバーカードを持ち歩いて落としちゃつたらどうしようか、番号を知られちゃ

たらどうするのか、こういう御不安があるのは確かに事実です。これ向井さんでいいんだと思いま

すが、じゃ、これ、マイナンバーカードを例えれば落としちゃつて番号を知られちゃつた、これで何ができるんでしようか。それで、それによって直

接的に、じゃ、私が番号を落としちゃつた、向井さん私の番号を知っちゃつた、何か私から財産を奪えますか。

○石橋通宏君 様々な利活用シーンの拡大、これ実践をしていただきたい。

やつぱり民間の皆さんも利用者が増えないと、初めてください、プロバーの皆さんも含めて。というのは、現場の皆さん、忙し過ぎて訓練、教育に行

また民間からも、じゃ、もつといろんなサービス

を提供しようと、そういういい相乗効果をつくつています。だからこそ、利便性を感じていただけるサービスが提供できるのか。つまり、法改正が今後更に進まないと、今まで変わらないのか。これまで番号の不正取得漏えい、それによる直

接的な被害、これ事例があるんでしょうか。

○政府参考人(福浦裕介君) 当委員会では、行政機関等や事業者におきましてマイナンバーの漏えい事案等が発生した場合に報告を受けることとなつてございます。

不正取得につきましては、マイナンバーが記載された書類等が盗難されたといった事例はございませんが、この報告の中におきましては、これまで

マイナンバーが不正に利用されたといった報告や財産的な被害があつたとの報告は受けてございません。

○石橋通宏君 これまでのところは直接的なそういう被害はないということで答弁をいたしております。

逆に、これも衆議院でも、先ほどもありました、じゃ、マイナンバーカードを持ち歩いて落としちゃつたらどうしようか、番号を知られちゃつた、じゃ、マイナンバーカードを例えれば落としちゃつて番号を知られちゃつた、これで何ができるんでしようか。それで、それによって直

接的に、じゃ、私が番号を落としちゃつた、向井さん私の番号を知っちゃつた、何か私から財産を奪えますか。

○石橋通宏君 お答えいたします。

まず、マイナンバーカードには二つの機能がござります。まず、ICチップに入つてございます

公的個人認証を今健康保険証に使うという話でござります。

ざいますけれども、これはマイナンバー使っておりません。

一方で、マイナンバーカードの裏面にはマイナンバーそのものが書いてございます。それは、マイナンバーが、先ほど申し上げているとおり、個人を特定されども証明せずと。したがって、証明する手段が必要になると。マイナンバーを証明する手段でございます。

その手段は二つございまして、一つがそのマイナンバーカード、もう一つは通知カードに書かれている。さらに言うと、住民票に、マイナンバー付きの住民票を取れるようになつております。正確に言うとこの三つがマイナンバーを証明する手段となつておりますが、マイナンバーカードは、公的に発行する証明書としては恐らく多く分類がないと思われる、要するに無料でございます。ただけるものとして、マイナンバー制度でマイナンバーを証明するためにもマイナンバーカードでマイナンバーを書いてあるということです。

そして、そのマイナンバーは、先ほど申し上げているとおり、特定されども証明せずでございまますので、マイナンバーを持つてから何らかのものが、給付がもらえるとか、そういうことは一切ないような仕組みになつてございます。マイナンバーを提供して例えば年金給付を受ける、税の還付を受けるというときは、必ずそれを証明するものが必要となつてございますので、マイナンバーだけで、マイナンバーそのものが他人に知られたからといって直ちに何らかの被害を受けるような仕組みにはなつてございません。

したがいまして、マイナンバーの提供を法律上ある程度制限しておりますのは、むしろ、マイナンバーが個人の名前とかではなく番号であるがために非常に大量処理しやすいと。したがって、Aさんのマイナンバーをいろんな人が持っているという状態に、合法であれば違法であれ、そういう状態になつてしまふとプロファイリングの危険性

がございますので、そういうコンピューター処理にならないような状態にするために、大量の、何といいますか、マイナンバーがいろんな人がたくさん知つてていう状態にはなつてはいけない。

ただし、マイナンバーが一つ漏れたから、だから、例えば何人かに知られたから特に何か起るといふ問題にはならないと、そういうことだと考えておりますので、したがって、御指摘のような国民分からないんです。もっと端的に答えていた国民分からないんです。もつと端的に答えていた

○石橋通宏君 向井さん、そういう説明するからだければいいんです。

○石橋通宏君 向井さん、そういう説明するからだければいいんです。向井さん、そうでしょう。可能だと思います。

○政府参考人(向井治紀君) それはほとんど不可能だと思います。

○石橋通宏君 ほとんどとか言われるから、また国民が。じゃ、可能性はあるんですか、向井さん。

○政府参考人(向井治紀君) マイナンバーで何らかの財産的な不当な利益を得ようということは不可能でございます。

○委員長(石田昌宏君) もう一回、語尾をはつきりと。

○政府参考人(向井治紀君) マイナンバーで、マイナンバーのみで財産的な不当な利得とかあるいは不正還付とか、そういうことを受け取ることは不可能でございます。

○石橋通宏君 できませんというのをもう明確に

これがどうなんですか。どれぐらいの期間で、二十二万、全ての医療機関含めて対応するなんですか。明確に答えてください。

○政府参考人(椿見英樹君) 今回の法案で入れております医療情報化支援基金、これでオンライン資格確認のためのシステム整備に百五十億円を充てる予定と、ということです。予算を組んでいるわけでございます。

この予算の積算につきましては、全国に医療機関、薬局、全部で二十二万あります。その六割がレセプトのオンライン請求を実施しているので、その三分の一程度である四万施設に補助を行うとしているところが二三%にとどまっている

てください。

本当に駄目なら駄目ですよ、それは。自信持つておられるなら自信持って答弁してください、國民に説明してください。だから今日おいでいただいているんです。かえつて不安渦巻かないでくださいよ。お願いしますよ。

それで、今回は、健康保険証に代わってマイナンバーカードで本人確認ができるということですね。

私、個人的に言えば大歓迎です。マイナンバーカードで保険証の代替ができるようにしていただければ、個人的には私大歓迎ですが、問題は、この後の質問にも絡みますけれども、じゃ、一体、これからどこの医療機関に行つてもマイナンバーカードでちゃんと、健康保険証を持たずに診療を受けられる、本人確認をしていただきて治療が受けられる環境ができるのか、できないのか。そこが問題なんですね。

結局、じゃ、よく行く医療機関では使えますといつて、行つて、でも、出張先に行つたら使えないから結局は健康保険証を持ち歩かないと治療が受けられないということでは、ああ、じゃ、やっぱり健康保険証でいいやということになるんですよ。

これはどうなんですか。どれぐらいの期間で、二十二万、全ての医療機関含めて対応するなんですか。明確に答えてください。

○政府参考人(椿見英樹君) これがどうなんですか。明確に答えてください。

○石橋通宏君 できませんといふのはもう明確に

だつたら、やつぱり健康保険証でいい。これだけの巨額の税金を投入しておきながら、結局は使われない、使えない。それ意味ないでしょう。決意表示なかつたら、この百五十億円、今年度予算で積み上げている、國民に対する説明にならないですよ、椿見さん。大臣も。それどうなんですか。

半分残つたら、結局半分使えないんですよ。だつたら、やつぱり健康保険証でいい。これだけの巨額の税金を投入しておきながら、結局は使われない、使えない。それ意味ないでしょう。決意表示なかつたら、この百五十億円、今年度予算で積み上げている、國民に対する説明にならないですよ、椿見さん。大臣も。それどうなんですか。

○石橋通宏君 できるだけ何年でやるんですか、椿見さん。

オンライン資格確認というものができるよう、そういうシステム上の整備をしませんと、これが利便性という形では問題があるということになつてしましますので、できるだけ多くの医療機関にこのシステムが普及できるように支援をしたいと

いうふうに考えているところでございます。

百五十億円、先ほどの数字は積算上でございまして、これは、これから実際やつていく中で単価等についても変わつてくるということが考えられますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

ますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

ますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

ますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

ますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

ますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

ますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

ますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

ますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

ますので、そういうことを含めまして、予算が幾らになるのか、いつまでにということについて、具体的なことについてお答えすることはなかなか

○政府参考人(樽見英樹君) 医療機関の側のシステム改修ということもやつていただきたいといけないので、何年ということを今ちょっとはつきり申し上げることができないんすけれども、これはまさに、このオンライン資格確認導入するということの趣旨を生かすためにはできるだけ早く、今年の十月からこの基金が動き出しますので、これを活用しながら、できるだけ早く全ての医療機関でこういうことが使えるようについてを目指して取り組んでいきたいと思います。

○石橋通宏君 先ほど来申し上げていることを、これ大臣も含めて御理解いただいていると思いま

す。重ねて、やっぱりどこの医療機関へ行つても安心して使えるようにならなければ、皆さん安心して、健康保険証はもう置いていこうというふうにならないですよ。でなかつたらこれだけの貴重な税金、意味ないわけですから、そこはもう厚生労働省、今回これだけのお金使ってやるのであれば、もう必ずやります。安心してください。

積算根拠の、これだけメリットが出るというふうにおっしゃつて。これだけのメリットとい

うのも、全部がちゃんと使えるようになつたらこれだけのメリットがあるということでしょう。

だつたら、最初の今だけ言つて、いや、八十億もつて、これ、最後の段階で八十億ということじやないんですか。ということは、それをちゃんとやらなかつたらこれだけの費用対効果も出ないわけですよ。そういうことも含めてちゃんと責任持つてやつていただきないと、結局は税金の無駄使いになりますよ。

大臣、そんなことは絶対にさせないという決意だけ言つてください。

○国務大臣(根本匠君) 今回の法改正で、これは患者の皆さんに対しても利便性が向上するし、それから、医療機関にとつてもこれは効果がある仕組みですから、これはしっかりとこの百五十億円で、これは言つてみれば、今、これからがスター

トですから、予算もそれぞれ、積算上は百五十億の積算をしておりますが、これも実際の運用の中

で、結果的には施設の規模あるいは機器によってもこの価格が低減していくことにも期待されますので、要は、こういう制度を今回導入するわけですから、実際導入した結果、それぞれの効果が現れて、やはり全体に普及していくことが非常に効果があるという観点で、これからもできる限り普及が進むように、効率的かつ効果的な支援に努めていきたいと思います。

やっぱりこれは、私も一つのムーブメントも起

こしていく必要があると思いますので、いずれに

しても、効果的、効率的な支援に努めていきたい

と思いますし、石橋議員の期待にも応えられるよ

うに頑張っていきたいと思います。

○石橋通宏君 重ねて、政府としての明確な国民

にに対する方向性、これちゃんと示さないから曖昧

なままでどんどんどんどん、ずるずるずるずる、

システムはつくりました、税金は投入しました、

でも普及はしません、こんなことが続くんです

よ。ちゃんと明確に示してください、国民に対し

て。それがからつて普及を早める、そして国民に

もっと早く利便を感じていただける、そういう体

制になるんです。曖昧なことを言うから駄目なん

です。

そのことは重ねて申し上げておきたいと思いま

すし、我々、引き続きこれチェックしていきます

からね。明確に大臣のニニシアチブでやってほし

いし、これ、政府、今日、参考人も来ていただい

ていますから、それぞのちゃんとした政府全

体の意思として明確にやつていただきたいという

ことはお願いしておきたいと思います。

NDB、介護DBの連絡解析についても一点お

聞きしておきたいと思いますが、これは、要は、

昨年までも匿名加工医療情報で様々な法整備、次

世代医療基盤法を含めて対応してきたわけです。

果たしてそれが、医療情報のビッグデータの利活

用、ちゃんとつながつていいのか、実行できてい

るのか、そういう問題が一方であるわけです。

今回はNDBと介護DBの連絡解析について行

いつつ、それを匿名化して利用ができるようにす

るという話も含めての話ですが、これ一つまざ確

認ですが、NDB、介護DBに収納されている

データというのは、これはいわゆる匿名加工情報

ではない、個人が特定できる情報が収納されてい

るということです。これ事実関係だけ。

○政府参考人(樽見英樹君) 今回の情報はまさに

上の匿名加工ということは制度上は別のものと

いうことでございます。

○石橋通宏君 今データベースに収納されている

データは、個人が特定できるデータですか。

○政府参考人(樽見英樹君) できないデータでござります。

○石橋通宏君 既にNDB、介護DBに入っています

データは、個人が特定できないようになつてい

るということですね。

ただ、いわゆる個人情報保護法とは違う情報だと、そういうことになります。

ただ、いわゆる個人情報保護法に基づく匿名加

工情報若しくは次世代医療基盤法で定められた匿

名加工医療情報とは違う情報だと、そういうこと

ですね。

○政府参考人(樽見英樹君) そうございます。

○石橋通宏君 それでは、今回のデータベース連

絡による匿名化による利用と、これまで進めてき

た次世代基盤法等に基づく匿名加工医療情報の利

用と、これどう関連し、整合性付けるんです

か。別々に、ばらばらにまた政府内で違う方向性

も結局は利用が進まずというふうになるんです

か。それとも、双方が同じ方向向いて、

国民に対する利便がこのビッグデータを活用してさらに見えてくる形で展開されるように、これ行われるん

ですか。一体どっちなんですか。

○政府参考人(樽見英樹君) 例えば、次世代医療

基盤法がまさに医療分野の研究開発のためにとい

うことをお願いしておきたいと思います。

最後十分で医療保険の被扶養者等の要件見直し

について、いわゆる国内在住要件について質問しておきたいと思います。

まず、この法案の立法事実が一体どこにあるのか。そもそも、提案理由に、大臣、こう書いてあります。本来加入資格を有しない外国人が、不正な在留資格により国保に加入し、給付を受けています。

そもそも、提案理由でそういう表現をしているといります。大問題としてその可能性があるんですか。大問題としてその可能性があるんですか。

不正な利用、不正な給付、あるんですか。○政府参考人(樽見英樹君)まさに不正な医療保険の利用ということになりますけれども、一つ、国民健康保険で日本国内に住所を有する者に適用することとしておって、外国人についても、適正な在留資格を有し住所を有していれば原則適用対象になるわけでございますけれども、一部、入国情目的を偽つて在留資格を取得し、高額な医療を受けている不適正事案があるというような報道がありました。

これを踏まえて、二十九年三月でございますけれども、外国人の国保の利用について全市町村を対象として高額な医療に係るレセプト全数調査を実施した結果、不適正事案の可能性が残る事案が二件、また既に出国しておって確認が取れないものが五件というようなことでございまして、こういう被保険者の支え合いで成り立っている医療保険の中で、言わばその信頼性を確保するという意味で適正な資格管理が必要であるということになると認識をしております。

○石橋通宏君 資料の四に、客観的な事実を出してほしいと言つて、これを出してきて、今、樽見さん言われたとおり、可能性があるかもしれないねということが二件あつただけと。樽見さん、笑い事じやないです。そんな立法、いいかげんな事実でこうやって法案の提案理由に、あたかも外国の方々が不正な在留で不正な取得をしているかのよう言動を政府がするつてどういうことですか、大臣。こんなこと書くべきじゃないでしよう、大臣。何でこんなことするんですか。これ撤回すべきでしよう。

○國務大臣(根本匠君) 今局長からもお話をありましたが、今答弁があつたように、そういう事案があつたから改正しようということではなくて、元々この問題については、昨年五月からの医療保険部会などにおいていろいろな問題提起もされて、それで、そこで、議論をしてきた中で今回の改正に結び付いたということですから、多少先生の御指摘とストレートじゃないけど、このやはりそういう不適切な事案があつたということ、これは私は事実だと思っております。

○石橋通宏君 事案があつたのは事実なんですが、大臣、事実だと確認されていないんでしょ。そうかもしれないねという二例あります、断定はできませんでしたというのが事実なんじやないんですか、大臣。

しかも、さつき、その事実があるからこれを提案したんじゃないと言われましたね。すごい答弁ですが、だつたら、この提案理由にそう書いてあることは撤回すべきでしよう、それが事実でないなら、ちゃんと書いてありますよ、提案理由に。その可能性があるからこの法律、これを提案していますと書いてある。さつきの答弁、違うでしょう。撤回してください。

○政府参考人(樽見英樹君) 繰り返しになりますが、まさに二名の方について、不正な在留資格でございまして、それを出してきて、今、樽見さん言われたとおり、可能性があるかもしれないねということが二件あつただけと。樽見さん、笑い事じやないです。そんな立法、いいかげんな事実でこうやって法案の提案理由に、あたかも外国の方々が不正な在留で不正な取得をしているかのよう言動を政府がするつてどういうことですか、大臣。何でこんなことするんですか。これ撤回すべきでしよう。

いての御指摘でございますけれども、提案理由説明の文章自体の中では、それはまさに今回の、文

章といいますか、提案理由で御説明申し上げたものの中では、被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、日本国内に住所を有することを追加するということを言つておられるだけでございま

す。

ただ、いずれにしても、そういうことをやる背

景の考え方として、こういうような事案があつた、断定はできませんでしたというのが事実なんじやないんですか、大臣。

○石橋通宏君 これで、多くの当事者の皆さんも含めて、関係者の皆さん、そんな答弁で納得しませんよ。元々の検討の中にもこれ入つていなかつたわけです。

去年、突然、入管法の改正の論議の中で、与党の中でこの話が出てきた。慌てて追加しようとして、今回追加されたんじゃないんですか。そもそもその立法事実も含めたちゃんとした調査、結局、これしかないのであります。それでいいかげんにやつてきた。それが去年、慌てて出てきました。今回含ま

り、在留証明を求めたり、それがなかつたら診療をひよつとして拒否されるかもしれない、そういう事態をこの法律が招くんじゃないですか。何が共生社会ですか。厚生労働省が差別助長してどうするんですか、局長。

○政府参考人(樽見英樹君) まず、今回の、例えばこの高額医療サービスを受けている在留外国人の話、あるいはそうしたこと、今回の改正におきまして、国保における確認の強化でありますとか

は、被用者保険におきます被扶養者資格の国内居住要件でございますとか、そういうものについ

ます、まず、これまでの外国人の在留資格といふことがあつて出たのではないかということに関しては私どもの認識は異なつております。元々、例外を設けつつ、日本国内に住所を有することを追加するということを言つておられるだけでございま

す。

○石橋通宏君 これまでの私どもの方に、例えば市町村の担当者などを通じて、なかなか問題があるという話はたくさん来ていましたが、これまでの認識は異なつております。元々の検討の中にもこれ入つていなかつたわけです。

○石橋通宏君 これで、多くの当事者の皆さんも含めて、関係者の皆さん、そんな答弁で納得しませんよ。元々の検討の中にもこれ入つていなかつたわけです。

うふうに考えます。

○石橋通宏君 最後の後段のところは当然です。

その前のところは到底理解できません。

それをいろいろ受けた調査した結果が、現に確

実に事実として認められる者はいなかつた、可能

性があるかもしれないねというのが二例だけ見付

かつたということだったんでしよう。立法事実が

ないじやないです。にもかかわらず、結局、今

回これを入れてきた。去年の入管法の改正の経緯

があつた、もうそし思ひざるを得ません。

今回、来年四月一日施行で、これまで被扶養者

として認められていた、でも四月一日以降認めら

れなくなる方は何人いるんですか、樽見さん。

○政府参考人(樽見英樹君) 恐縮でございます、現行の健康保険制度、まさに、国籍、居住地問わず、適用事業所に雇用されているということで被扶養者として、その者に扶養されている家族を被扶養者とするということで国籍あるいは居住地といふものについて正確なデータを健康保険の保險者が全て把握をしているというわけではございませんので、改正によって健康保険の被扶養者の資格を喪失する者が何人であるかという点についてお答えすることが困難でございます。

○石橋通宏君 それすら分からぬわけです。現行制度の下で調べてもいらないし、把握もできていない。

最後に大臣にお伺いしますが、今のような状況

で、大臣、海外で居住する者はその国の公的の社会保障を受けることが原則などという答弁をされております。じや、これまで被扶養者の対象だった、来年四月一日から外れる、そういう御家族は当該国で社会保障制度、加入できるんですか。その国の保障で安心して残つておられる御家族が医療を受けられる、安心して、日本で働き続ける労働者の方は御家族のことでも不安なく働いていく、そういう環境にあるんでしょうか。それをどううふうに対応していくとお考えなんでしょう

か。大臣、お答えください。

○國務大臣(根本匠君) 今回の国内居住要件、こ

れは何も、委員がおつしやられたように、立法事

実としては、元々、生活の拠点が日本にない親族までが健康保険の給付を受けることができるとい

う在外被扶養者に関する問題、課題、これは前々から指摘されておりました。

今回、要是、原則に立ち戻って、国内居住者要件というのを、我々、基本は国内居住者要件だということにしたわけです。ただし、留学生とか海外に赴任する、これはきちんと例外として認めま

しょう、こういう体系に変えました。

その意味では、基本的に今は、今のような事案については、海外居住者はその国の公的社会保障を受けることが原則として考えておりますが、各国

が公的社会保障をどの程度の範囲で設けるかどうか、これは各國政府の判断であつて、今般の国内居住要件の導入によって被扶養者の要件を満たさない外國人労働者の家族について、母國で公的

社会保障の対象になるかどうか、これは把握していませんが、しかし、原則は、やっぱりそれ

ぞれの国との公的な社会保障を受ける、これが原則だと思います。そして、我が國も、今回、国内居住者要件という、要是、本来の原則に立ち返つて、そして今回の改正をしてみると、こういうこと

とあります。

○石橋通宏君 終わります。

○委員長(石田昌宏君) 午後一時三十分に再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十三分休憩

午前に引き続きまして、健康保険法等の改正法案、質問させていただきたいと思います。

○川合孝典君 国民民主党・新緑風会の川合でございます。

率の算定に用いられる重要な数値であるという認識を欠いており、的確な情報伝達を、かかるべき方法でかかるべきレベルで厚生労働省に報告することができなかつたこと等が原因であるといつぶうに考えております。

私どもいたしましては、厚生労働省と十分連携を取りまして、まず、納付猶予について柔軟な対応に現在努めているところであります。

また、直接的な原因であります事務処理誤りにつきましては、再発を防止するために、作業分担の見直すとかダブルチェックが機能する作業マニュアルの整備を進めているところであります。

事務の審議内容とは直接関係はございませんが、一連の介護保険料の事務扱いの誤りの問題等が、既に国会内で様々な議論が行われており、老健局長を始め様々な方々から意見をお伺いしている状況であります。こうしたこの一連の問題が生じたことを受けて、支払基金側の責任者としての神田理事長の御認識について、まず、冒頭お伺いをいたしております。

法案の審議内容とは直接関係はございませんが、一連の介護保険料の事務扱いの誤りの問題等が、既に国会内で様々な議論が行われており、老健局長を始め様々な方々から意見をお伺いしている状況であります。こうしたこの一連の問題が生じたことを受けて、支払基金側の責任者としての神田理事長の御認識について、まず、冒頭お伺いをいたいと思います。よろしくお願いします。

○参考人(神田裕二君) この度の介護納付金に係る皆様には、介護納付金が予算を上回り、資金繰りに支障を生じさせる事態を招いております。また、今回の事務処理誤りによりまして、保険料を納めます医療保険の加入者の皆様を始め、介護保険サービスを受ける方々など、国民の皆様にも心配をお掛けしたことをおわび申し上げます。

私も支払基金といたしましては、今回の事態を踏まえまして、三月十八日の理事会に報告後、内部調査チームを立ち上げまして、事実関係ですか原因の究明、再発防止策の検討をしてまいりました。まして、四月の二十二日にその内容を報告したところございます。

原因といったしましては、ダブルチエックはしておきましたけれども、それが十分機能していなかったということ、それからまた、担当者が、そこに対しても負担を強いることが一切ないようあわせて、理事長の今の御答弁にもありましたとおり、今回の事務手続の誤りによつて保険者の方々に対して負担を強いることが一切ないようこれ厚生労働省とも連携を取りながらきちんととした御対応をいたさうと思います。

今後、この問題につきましては別途委員会においてもまた質疑をさせていただく機会を設けたい